

# 第43回議会運営委員会記録

令和2年10月7日

【開催日】 令和2年10月7日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
庶務調査係書記	光 永 直 樹	議事係書記	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 2 本会議における質疑について
- 3 山陽小野田市議会議員研修会について
- 4 その他

---

午前9時30分 開会

---

長谷川知司委員長 第43回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は書いてあるとおりですが、最初に山陽小野田市議会基本条例の検証について。これについては、委員外議員の皆様にも協力を得て一緒に進めて

いきたいと思います。それから、あと2、3、4とありますが、これについては議会運営委員会で進めます。では、今日初めての議会基本条例の検証ということですが、進め方についてはこの前文、それから条例を最初から随時進めていくという方向で行きたいですが、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）つきましては、各議員の自己評価もありますし、逐条解説もありますので、一応本文に沿っていき、随時皆様方で集計表とか逐条解説を参考にして意見を言っていたきたいと思います。では最初に、前文から行きたいと思います。

岡山明議員 逐条解説の話が出たんですが、この最新版がどうなっているのかと思っているんです。今もらっているのは平成24年3月の規定で、基本条例が平成29年9月20日に改正されていると思うんですよ。それで、24条、25条がちょっと変わっているという状況で議会基本条例が改正された後に逐条解説も修正されているかどうか確認したいんです。ホームページを見ると逐条解説がないものですから、今回、逐条解説の見直しもやるのかどうか。私の見落としかもしれませんが、それだけ確認したいです。

長谷川知司委員長 前回のメンバーにお聞きしたところ、逐条解説の訂正あるいは追加までには至っていないと聞いております。ですからこの度、必要があれば、それも併せて訂正あるいは追加する必要があると思います。そういうことで行きたいです。では最初に、基本条例の前文。どうしましょうか。2行とか丸のところで区切っていくということで行ったほうが意見は出やすいんですが、そういう形で区切って最初やってみましょう。おかしかったら変えますので。では最初に前文。「地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。」とあります。これについて、皆様気付きがあれば言っていたきたいと思います。全体についてはまた後でお聞きしますので。それでは、次に行きますね。「そのような時代にあって、市民による厳粛な信託によって選ばれた市

長と議会が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市政の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。」何かここで。

宮本政志議員 前文の1行目、2行目です。平成24年の当時の流れで1行目、2行目ができていると思うんですね。例えば、この2行目の最後の「大きくなってきました」というのも、今回で言えば、もう大きくなっていくわけなので、例えば現在進行形のような形にしたほうがいいと思っております。もっと言えば2行目の果たすべき役割から、例えば役割に重い責任が課せられていますという形で法改正があつてかなりたつていますから、そういうふうに断言的にしたらいいんじゃないかなというふうに思っております。そのことから行きますと1行目の終わり、「行政運営ができる時代となり」とありますが、この「時代」も今はもうできるようになっていますので「行政運営ができるようになり、議会の果たすべき役割に重い責任が課せられています」若しくは「果たすべき役割も大きくなっていきます」というふうに断言的にしてはどうでしょうか。

長谷川知司委員長 現在に合わすということですね。今、意見が出ました。これについては、どうするかということもありますが、進め方としましては今日皆様から頂いた意見を私と副委員長でまとめまして、次回の最初に復習することについて皆様方の意見をお聞きします。そうしないと重なった意見がどんどん出てきますので。一応そういう形で意見を今日はお聞きしていくという。あまりにも反対意見があれば、そのときは言われて結構ですけど。よろしいですか。次、3から5行目までですが。

宮本政志議員 関連しますんで3行目、「そのような時代にあつて」を「このような時代に」にしまして、5行目の最後に「汗を流す必要があります」というところで、市民憲章も踏まえて「汗を流します」というところで「必要があります」ではなしに「汗を流します」ということで考えております。

長谷川知司委員長 ほかにこのことについて意見はありませんか。では、次の4行に行きます。「議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。」ここまでで、ちょっと切りたいと思います。

水津治議員 今、宮本議員が言われた日にちの経過とともに、ここも「求められています」のところを「追求します」というか、現在に置き換えた言葉のほうがいいんじゃないかなと思います。求められているんじゃなくて追求しますと。

長谷川知司委員長 なるように追求しますと。

水津治議員 やっぱり時代の経過の中で、と考えます。

長谷川知司委員長 最終的な「てにをは」はまたやりましょう。趣旨はそういうことですね。議員の自己評価表があります。この中に水津議員と宮本議員が言われたことと同じようなことが書いてあります。そういうことで、それも見ながら意見を言うていただくということでお願いしたいと思います。目がうろうろしちゃいけません、よろしくお願いします。

宮本政志議員 この今のメンバーの中に当時、この基本条例を作るときに関わられた方が数名いらっしゃいますよね。今回のこの基本条例の見直しについて、私もかなり調査と研究をしているんですけども、経緯とか意味合いとか、なぜこういう形にされたのかっていうところが分からないと議論しにくいところもあるので、質問してもいいんですかね。

長谷川知司委員長 当然、前向きな議論はすべきだと思いますので、そういう理解でいいですかね。分からないことがあれば、先輩諸氏に聞くっていうことは当然あっていいことだと思いますので。

宮本政志議員 この9行目の最初に「開かれた議会」と載っていますよね。多分、これは分かりやすく情報公開をしていきたいと思いますという意味合いだとは思いますが、直接市民の方々に関わる機会を増やしていくというようなことで、この開かれた議会という言葉が盛り込まれたのか、その辺りを教えていただきたいなと思って。

山田伸幸議員 開かれたというのは、単純にそういう意味だけに狭くするよりは、全国では様々な形で市民参加をしているんですよね。前文というのはそれを大ざっぱにやっているのであって、後にそれぞれの条で具体的にしているんですよね。だから、この開かれたというのを我々はどう捉えて、今できることはここまででこういうふうにしましょうというのは後で出てくるんですよ。だから、ここを具体的にどう考えているかっていうふうに言われると、幅広く捉えていかないと前文の意味がなくなると思います。それと先ほど言われた「汗を流します」とかは、ここでわざわざ「必要があります」とか「求められています」とかというふうにくくって、最後の段落のところでもそういったことで市議会基本条例というのが制定されなくちゃいけないんだという結論になっていると思うんですよ。そういう構成になっていると思います。

長谷川知司委員長 前文というのはあくまでも広く捉えるという考え方からいえば、今山田議員が言われたとおりかなと思います。

藤岡修美議員 今の関連で、議会基本条例の若干前に市の自治基本条例が制定されていると思うんですけど、自治基本条例の中に第9条第2項に、「議会は本会議のほか委員会等を原則公開することとし、かつ、議案の内容、審議の経過及び議会活動の状況等の情報を市民に分かりやすく提供する

ことにより、開かれた議会運営に努めなければなりません。」とあるので、その辺の意味合いが強いんじゃないかなと思います。

山田伸幸議員 それだけではないんですよ。全国では、例えば委員会に市民が出てきて、参考人とかじゃなくて市民もその中に加わるというような議会もあるんですよ。我々はそういうところまで踏み込んでいませんけれど、だから、自治基本条例ではこのように羅列されています。ですので、横目では見ましたけれど、それを正面から受け止めてこちらに反映するというふうにはなっていないということです。

河野朋子委員 当時の制定に関わった委員による思いがそれぞれあって最終的にこういう形になったんですが、今、質疑みたいに受けて答えても、それが本当に正解かどうかというのも、ちょっと今となってはメンバーもこういうふうに変わっていますので、その辺が多分難しいなっているのは感じています。あくまでも当時、やはり議会に対する不信とか合併とかのいろんなことがあって市民から議会が閉ざされているとか見えないとかっていった声があったことがきっかけで、全国的に自治基本条例とか議会基本条例をきちんと作って、条例の下にあるいは行政もそうですけれど、市民に分かりやすくそういった経緯が分かるような形で運営していこうという、最初のそういう精神的なものも含めてここに条例の前文としてあるんです。これは精神なので、なぜこれを作ったのかっていう考え方は、逆にころころ変わってはおかしいと思うんですよ。当時はそういう思いで作って、きっかけがこうであってということの説明なので、それを今になって時代が変わっているからここを変えようとなると、そのときの精神がちょっと少しずつ矯正されて違うものになっていっていいのかということがあります。この検証に関しては、いろいろ御意見はありまじょうが、やはり精神的なものはある程度まとまったものを作っているんで、よほど問題がある文言とかは修正しますが、それよりは、条文について現在の議会とか時代とかとそぐわないものについて変えていくという考え方をしていかないと、今この前文にいろいろ意見を頂

くと本当にまとまらなくなります。その辺は委員長による軌道修正も必要です。皆さんの意見もよく分かります。だけど、作ったときの精神とか時代背景があってできたものなので、それを踏まえて議論を進めていただきたいと思います。

宮本政志議員　ということは河野委員がおっしゃるのは、あまり手を加えんほうがいいということですよ。精神は変えずにあまり手を加えんほうがいいということで受け止めたんですけど。ただ、後ろ向きは僕もいかんと思うんで、やはり前向きに、そして情報公開とか開かれた議会っていうのは私も重要性を重く認識していますんで、それをもっと、ふわっとした形からもっとやっていこうという前向きな形で行っていますんで、その辺りは酌んでいただきたいと思います。

山田伸幸議員　ここは基本的には精神的な部分ですから、当時制定されていた背景、その中で議会はどうあるべきかというのを絞り出してみんなの知恵を集めて作り上げた前文なんですよ。やはりみんなでそれぞれキーワードというか今取り組むべき議会としての課題というのを出し合って、その上でここにまとめて、さらにそれぞれの章立てでそれを補強していたのが基本だと思っています。ですから、ここでいらうべきことがもしあるとしたら、今の議会の在り方に問題があるっていうんであれば必要があると思うんです。もし、手を加えるんであれば、例えば付け加えるというほうが望ましいんじゃないかなと思うんです。これをそのまま崩してしまったら、せっかく当時のいろいろな背景の下で作られたものが忘れられてしまうので、それはいけないと思います。

藤岡修美議員　一つ確認なんですけれども、議会基本条例と自治基本条例の関係性です。一番上に地方自治法があってその下に条例が来るんだと思うんですけど、先ほどの関係でいうと、順番的に見ると市の自治基本条例を議会が承認した後に議会基本条例となっていると思うんですけども、その辺り、先ほど山田議員でいうとお互い作ったような感じで、あまり



自治基本条例と関連付けて議会基本条例は作ってないっていう感覚でした。当時のその辺の感覚が分からないんで、その辺りの関係性を説明していただけたら。

河野朋子委員 たまたま、自治基本条例のほうのメンバーに入っていましたし、こちらの議会基本条例のほうにもいました。当時は、やはり市民の熱意といったものがすごく盛り上がっていて、やはり自治基本条例というものをきちんと作ろうという市民からの動きで、たまたま議会からっていうことで私はその委員として出たんですけども、そんな中で市民にとって、条例にそういった上下関係はないんですけど、これに関しては、ある程度そういった市の最高規範的なものを作ろうというもので、市民としてはそういう思いで作ったんです。しかし、議会側からはやはり議会のことは議会できちんとやるべきだという意見がかなりあって、いろいろ議論のあった中で結局、議会に関してはきちんと議会の条例を作って、その部分だけは議会ですっかりと作ってもらいましょうということで、議会側にそこを預けました。イメージ的には市民の最高規範的なものがあるんで、その中に議会は議会としてしっかり専門的な議会の条例を作りましょうという感じなので、相反するものでもないし、上下にあるものでもないんですけども、それぞれが自立して作ったというイメージではあるんですが、私のもしかしたら個人的な思いかもしれませんが、当時、自治基本条例のメンバーの皆さんの意見は、大体そういったところで作ったと。やはり議会に対しては、すごく市民の不信感があっての条例だったので、正直なところ、当時少し対立的なところもあったんですけど、正直なところ。だけど、そうとはいえ議会としてしっかり条例を作りましたので、その辺は、最終的にはうまく解決というか落ち着いたんじゃないかなと思っています。それぐらいですかね。

山田伸幸議員 当時はこの議会基本条例を作るに当たって、最初に10人から20人ぐらいの傍聴が詰め掛けて、私たちの一言一言に注目されていたんですよ。半年ぐらいそれが続いて、そのうち全然来られなくなった。

また、議会報告会もやってきたんですけど、その中で、私たちに対して市民からすごく批判の声がありました、遅いと。半年もあればできるんじゃないかと。何か自分たちの都合のいいようにサボタージュではないけれど、しているんじゃないかと。例えば、よそのものを参考にすればどうのこうのという意見も出ておりました。しかし、私たちはあくまでも、よそのものがあつたとしても、山陽小野田市としての議会の在り方を決めるのだから、時間を掛けてでもしっかり議論していこうということで、本当に1条ずつ。全然進まないときもありました。しかし、その成果として、ここまで仕上げたと思っています。残念なことに、半年ぐらいで作ったところもいっぱいあるんですけど、議会基本条例というのがあつただけで、後で結局、なきものと同じようにしている議会もあるんですね。しかし、私たちはあくまでも常にどの時代にあつても立ち返って話ができるようなものを作ったつもりです。

長谷川知司委員長　今言われましたように、前回作られたときは52回ですかね、本当に真摯に皆さんで作られたと聞いております。また内容も優れたものだと思っております。どういう形にするかは別として、前文について進めていきたいと思えます。意見交換は、また別にしましょう。

河野朋子委員　事前のアンケートによれば、変える必要はないっていう人が15人で、あるというのが7人で、あるっていう人の中のいろんな意見がある中でこれについてはどうなのかっていうようなところを取捨選択して、本当にここだけ変える必要があるっていうところ、スポットになるんですよ、そこをちゃんとピックアップして議論していかないと、今いろいろ言われるけど、結局はこれをなぞったり、結局どうなのかとは全然見えないので、私は、やはり言葉の語尾とか表現を少し変えるとかっていうことは、あえてする必要はないと思えます、はっきり言って。それよりは、これは期限切れじゃないかとか時代に合っていないんじゃないかというところにスポットを当てて、それについてどうなのか、結果として変える必要があるとか変える必要はないとかという結

論をどんどん出していかないと、今ここで「意見を聞いておきます。また次に」では、ちょっと議論の進め方がよく見えないんですけど。皆さん、どうなんですかね。

長谷川知司委員長 言われましたように、大きな流れの中で考えていくという意見がありました。それも大事です。それで作ったときの気持ちというのはやはり残すべきだということも感じますが、ただし、先ほど河野委員が言われましたように、地方分権改革推進法の期限切れということがあります。地方分権推進法は平成22年までであり、これができたのが平成24年なんですね。ですから、それが終わった後にこれを作っております。そういうこともありますので、どこまで私たちが食い込んでいくかということもここで話をされればよいと思います。

岡山明議員 今回の前文っていうのは、総論として書かれている部分です。その項目に対してそれぞれの条例が細分化されておるという状況ですから、これまで議会として問題ないという状況だったんで、この前文に関しては、総論として、このままでいいんじゃないかと思っております。

長谷川知司委員長 私自身の進め方が細切れで、皆様が気付きを言われたということもあります。進め方自体もまずかったかなという気もありますが、どうでしょうか、一応もうちょっとですので、やらせてください。それで、意見を聞くということで、次に入りますね。「また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さんに努め市民の負託に応えなければなりません。これらのことを実現するために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並びに議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。」とあります。ここについて何か意見があればお聞きします。

高松秀樹委員 ちょっと議論してほしいのが、下から4行目に「市民の負託」

ってありますよね。上から3行目に「市民による厳粛な信託」って書き込んだんですよ。当時のことを思い出せないんですけど、ここがこのままでいいのか。ただ、思い出すのは、厳粛な信託って書いた根拠は日本国憲法に厳粛な信託って書いてあるんですよ。でも現実には、日本語的には市民の負託という言葉だと思うんです。だから、そこがどうあるべきなのかっていうのは一定の議論が必要かなと思います。

山田伸幸議員 私もあの当時、ここの部分についてはかなり議論して入っていた部分ですので、やはりこの厳粛な信託、これは、市民と議員の関係がどういったものかということを表した言葉で、先ほど高松委員が言われたように、憲法に基づいて、私たちは選挙で選ばれてきているということがここに書かれているんですね。市民の負託というのも確かに選挙を通じてということにつながると思うんですけど、やはりここを分けたってというのが、この時代にあって、ここを市民の負託とせず、わざわざ市民による厳粛な信託とした当時の思いがあると思うんですね。やっぱり自分たちの意気込みというか、市民から選ばれた議員としての意気込みがここに表れてきていると思います。

高松秀樹委員 僕が言うのは、この日本語の使い方を言っているんです。だから、信託っていうのはどういうときに使うのか。付託っていうのはどういうときに使うのかっていうのが混在されているような気がして、実は作った大分後に指摘されたんです、この部分が。信託ってちょっとおかしいんじゃないかなっていうのがあって、ちょうど見直しの時期なんで、どうすべきかを決めたほうがいいかなと思います。

長谷川知司委員長 これについては信託と付託ということ自体、まだ私も調べておりませんので、これは次回に話したいと思います。そういう提案があったということで。ほかにはありますか。一応今、前文を読みました。進め方も含めて、反省すべきこともあるかもしれません。一応、ここで5分ほど休憩しましょう。

---

午前10時 休憩

---

---

午前10時7分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど前文を行ごとに見て、皆さんに意見を言ってもらいました。それとは別に、各議員から自己評価表を出していただいて集計しております。これもやはり議員の意見ですので、次にこちらを進めていきたいと思えます。前文の評価としまして、前文を変更する必要はないか。「ある」が7人、「ない」が15人です。意見等記述欄において、変更の必要があるとの意見を読んでいきます。地方分権改革推進法期限切れにより前文の見直しが必要。地方分権推進法は平成22年までのものであり、文言はこれでよいか。10年経過し、議論すべきでは。該当条文「地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。」。「汗を流す必要があります。」を「汗を流すことが求められます。」。「政策立案機能を強化しなければなりません。」を「政策立案機能を強化する必要があります。」。「市民の負託に応えなければなりません。」を「市民の負託に応えることが求められています。」。「難しい言葉を簡潔に分かりやすくする。」。「市民福祉の増進」の「福祉」の意味が分からない。「「厳粛」：まじめできびしいさま。真剣なさま。重大で動かしがたい。」。「市勢の「勢」？全体的にもっとシンプルにすべきと思う」。

①「透明性のある議会、開かれた議会とは」「抽象的なので削除を希望します。」。②「代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下」を「代表者であることを政治倫理のもと自覚し」で良いと思う。「崇高」という意味（尊く気高いこと）に違和感がある。」変更の必要はないという意見としては、今も生きている前文である。以上が前文についての議員の自己評価です。

山田伸幸議員 先ほど議論したのは、汗をうんぬんのところなんかは、細かいそういう文言を時系列にわざわざ合わす必要があるのかということなんですよね。先ほどの議論からすると、当時の状況の中で作られた前文であって、その当時の状況はきちんと今までも分かるようにしておくべきだという議論もありましたので、ここは変更の必要はないと思います。

長谷川知司委員長 ③ですね。

伊場勇副委員長 一番上と地方分権改革推進法期限切れのところと下段にある法律についてなんですが、この法律は平成22年までで終わっています。二つ違う法律のように見えますが、多分同じ法律のことを言っているんだなと思っていて、地方分権改革を進めるに当たって、3年で効力を失う時限法のようなので、これを作ったから地方分権を更に進めていこうという内容でこれを制定されて、平成22年でもう終わっているものなので、これが終わったから条文を変えるっていうところまでは該当しないと思いますが、こういった意図っていうのをこの会としては少し理解すべきかなと思っています。最後の語尾をどのように変えるかという点ですが、第1段落目の「役割も大きくなってきました」っていうところは「大きくなっています」のほうがスマートでいいかなとは感じました。そのところは、また、メンバーも変わって検討する中で、そういった意見も是非とも参考にしながら、最終的な決断をするべきかなと思っています。

長谷川知司委員長 皆様が議論される中で思ったのは、やっぱり前文というのはその法律、条文を作ったときのやっぱり皆様の考え方を残すべきだという気持ちがあります。明らかな間違いは訂正せんにゃいけません。ただ、言葉を変えることによって、その気持ちが変わるようなことでは、ちょっとまずいかなという気もしております。じゃあ、どこをどうするかっていうのは私も今は分かりませんので、まとめて、それは次回でも皆様に提案したいと思います。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのときにまた意見があれば聞くということ。では、次、第1章。

山田伸幸議員 意見記述の中に、「透明性のある議会、開かれた議会とは抽象的なので削除を希望します。」とあるんですよ。当時は透明性のある議会、開かれた議会というのをすごく議論した上で、後々の例えば議会報告会といったところに生きてきている文書ですので、これは削除してはいけないと思います。

河野朋子委員 進め方についてですけど、さっきからも言っていますが、もう全員にアンケートを取って出てきたものがこれだけなので、この場では、もう個人的な意見というよりは、この出た意見の中で重要な部分に焦点を当てて議論して結論をちゃんと出すっていうふうにしていかないと、「取りあえず聞いときます」にすると、全然結果が見えません。私も読んでみると、かなり条例自体とか議会の本質をまだ理解していただけないような表現、申し訳ないですけど、はっきり言ってそういう部分もあるので、そういった部分について、いちいちこれはどうこうとかと言うんじゃなくて、もう本当に議論に値する意見がある程度絞って行って、先ほどの法律の期限切れなんかはどうなんかっていうところで、これはもう当時の精神なので、できたときの時代背景をちゃんと書いているものなので、これは変える必要がないとかっていうふうに、一つ一つ結論をある程度やはり出していかないと、何を議論したのかが見えません。やっぱりこの集計表を基本にして、皆さんの意見が全部ここに出ているので、この委員会では、ちゃんとそれに対して自分たちがどうしていくかっていう、個人の意見でなくて、全体を見た中で、これは取捨選択していこうというのをはっきり委員長が示していただかないと議論がしにくいので、お願いします。すいません、再三言いますが。

岡山明議員 私も全く同じ意見ですけど、最初の出だしの前文でこういう状況なんです。これでは先に進めないと思いますよ。解説にも平成12年4月に施行した地方分権一括法と解説の中にある。その下で今回の基本条

例が作られているという主旨がありますので、その辺を考えていくべき。基本条例の前文に関しては平成24年から現在まで変えられた形跡はないんですよね。そういう状況の中で、やはり前文に関しては、総論としての主旨であって、これはやっぱり崩さず、検証の対象外でいいと。平成29年の検討会においては、検証対象外と判断されているんですよね。総論としては、今のところこのままで何ら問題ないと。平成12年からスタートした状況で、なおかつ、平成24年のそういう改正案から趣旨としては変わらない、山陽小野田市としての考え方、基本精神は変わらないと。基本精神の部分はこのままでいいんじゃないかと思うんですけどね。それで進められたかどうかと思います。

宮本政志議員 まず、先ほど河野委員が言われた個人の意見はっていうのに対して、個人の意見を私らは言わずに、じゃあ例えば市民の方から事前にいろいろ意見を聞いてっていうことになるのか。先ほど山田議員が言われた開かれた議会のところの削除を希望しますって、これは反対です。私も一緒なんですよね。だから、そういうことはやっぱり議論していかんにゃいけんし、それと岡山議員が言うような意味での前文はいらう必要がないっていう議論と、ここはこうで時代にあってここはこういうふうに変えたらいかがですかっていう議論をどんどんしていけばいいです。それから、時間が幾らあっても足らんと言われましたけど、時間を気にしてしゃんしゃんとやるんやったら、わざわざ私らが委員外議員としてここに参加する必要ないんですよ。だからやっぱり時間が掛かってもやらにゃいけんところはやらにゃいけん。そういったところっていうのは、すみませんが、委員長が、ぱぱっと進めてもらえたらと思います。

河野朋子委員 個人の意見って言った説明が悪かったかもしれませんが、一応皆さん個人の意見を持ってここに全部意見を出して持ってきたので、ここでは、最初はこういうふうに思っていたけど、皆さんの意見を聞きながら変わっていくというか、委員としての意見っていうんですかね、だから市民の意見を聞くとそういうことじゃなくて、委員としての意見、



ここに出したまではまだ多分議員個人の意見だったと思うんですけど、このテーブルでは、やはりいろいろ議論する中での改正に向けて一緒にやっていくメンバーとしての意見を持ってやっていかないと、もうそこから動かなかつたら、みんなが言い合って終わりです。この材料はうまく使っていないとっていう意味で、個人の意見ではなくという意味です。誤解があったと思いますけど、そういうことです。一緒にやっていきましょう。

長谷川知司委員長　ここは、私が思うのは、やっぱり議論をする場ですから、それは議論されていいです。それで私の進め方としてまず思うのは、前文というのはとても大事なことです。だから、最初に皆さんでやってもらいたいと思うんです。あと、各条に入ったときは、それなりの進め方をします。特に前文についてはやっぱり考え方ですから、そういうことでやっております。私もそのときのスタンスを余り変えるべきではないと思います。ただ、どうしても変えんにゃいけんというところは、また副委員長と話して案を作った中で皆さんにそこはお話します。一応そういうことで、前文は終わって、いや、こっちの意見がありましたね、自己評価。これについても委員長と副委員長で案を一応作らせていただきます。それでまた次回、復習のときにそこを皆さんで話していただいいていいでしょうか。

宮本政志議員　例えば、一番上の全文の見直しが、期限切れで前文の見直しが必要とか、何で期限切れだったら、前文のところの見直しが必要とかって全く具体的に書いていませんよね。これはどの議員が出したかって事務局は分かるよね。どの議員の意見かっていうのが分かるよね。（「分かります」と呼ぶ者あり）そういったことも委員長と副委員長が確認された上で、次の資料化するってことでいいんですか。

長谷川知司委員長　私たちの理解の及ばないところは提案された意見を聞く必要があれば聞きます。全て聞く必要があるかどうかは、また私たちが判

断していきます。ですから、先ほど条文の意味、先ほど副委員長が言いましたように、時限的な形の条文、法律っていうのもあると思うんですね。3年の時限立法的な形もあります。ちょっと時限立法という使い方がまずかったかな。ちょっとここは趣旨をよく確認して、それで必要があれば、提案者に意見も聞くこともあります。

山田伸幸議員 当時の地方分権改革推進法というのは、それまで全部国に対して右へ倣え的なものから地方で判断して地方で決定することができるという考えの下、委任事務からかなり自治事務に変わってきたんですね。それに伴って予算化もされてきたわけで、それと併せて議会の在り方も単に行政執行部から提案されたものを審議するだけじゃなくて、自ら条例も作るという議会が求められてきたということなんですね。ですから、この問題は期限切れっていうのはないと思います。当時はやはり、そういう必要性があって議会基本条例を制定するべきだということでやっていたことが前提ですので、この期限切れっていうのは非常に当時のことが意味をなさないものにされてしまうようで、たまらないなと思います。

長谷川知司委員長 以上で前文の意見は終わっていいですか。

高松秀樹委員 恐らく河野委員が言うのは、これはせつかく議員の皆さんが出してきたんで、まずは書いてあることがどうなんかっていうのをやって、先に前文だけやりましたけど、それで意見を聞いてまたまとめるという形にしないと。例えば、委員長は今、この中には全然委員に意見を求めてないはずなんですよ。例えば1個ずつ、取りあえずここだけなんで、前文は。やったらいいんじゃないですかね。そうなると僕の意見は例えば、そ①、②の地方分権に関することで見直しが必要って書いてあるので、法律期限切れによりかどうかが別にしても見直しをしていますので、例えば、二つの部分については全体的な話なんでこれ以上議論する必要がないとか、そういうのを。あと四つしかないんで、皆さんの意見を聞

いたらどうですか。特に言葉の意味なんか書いたのは分かりやすいので、このまま流すとなかなか分かりにくい話になってくるかもしれません。

長谷川知司委員長 では、高松委員からも提案がありましたので、この中身に入っていきます。①、②は関連していますので、これについてほかに意見はありますか。山田議員も同じように言われました。③に移っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 ③の最初の二つは意味がよく分かんないんですけど、最後、「市民の負託に応えなければなりません。」って、これは条文なんですけど、それを「市民の負託に応えることが求められています。」と変えたらどうかという意見ですよ。これは、最初の「市民の負託に応えなければなりません。」というのは一応マストなんです。そういう意味で、当時作ったというふうに覚えていて、「市民の負託に応えることが求められています。」より強い意味合いを持っているので、こういう文言にしたんです。ということで、ここは変える必要がないと思います。

長谷川知司委員長 ③について、ほかに意見はありますか。

山田伸幸議員 すみません、発言が多くて。ここは断定的に書いたというのはそれだけの理由があったということですね。後でも出てきますけれど、「できます」とか、ああいう表現はやめようというのを議論したんですよ。それで、義務化したりして私たちの議会基本条例に懸ける思い、それがこういう断定的な表現になっていると考えていただきたいと思いません。

長谷川知司委員長 当時の作られた委員の方から様々な思いを言われました。それも大事です。ただ、メンバーが変わっていますので、今の意見もやっぱり大事だと思いますので、その中でいろいろ議論すべきだと考えております。ほかにありませんか。

河野朋子委員 何回も言いますが、これは当時の精神論を書いているものなので、語尾にそこまでこだわる必要はないと思いますはっきり言って。そのときのこだわりもあったかもしれませんが、それはそれとして、よっぽど何か間違いがあったり、語句の使い方に何かミスがあったものはあれですけど、そういうもの以外はむしろ触らないほうがいいと思います。全体的な意味でここだけに限らず、語尾とか、その辺りをこっちに変えるとかっていうようなことをしていくと、毎回、毎回そういうふうになって本当に原型をとどめなくなるので、その辺りは、ほとんど触らないほうがむしろいいのではないかと思います。

長谷川知司委員長 ほかに③までで意見はありますか。次に④、⑤も一緒ですけど、難しい言葉を簡潔で分かりやすくするということがあります。

高松秀樹委員 まず④です。これは恐らく疑問点の表明の文章、つまり分からないから教えてくださいということでしょう。だからそこは丁寧に説明をされて、福祉っていうのはこれが分からんというのは意味が分からんのですが、いわゆる市民の幸せとか豊かさとかを増進していきましょう。これが「市民福祉の増進」ですよ。「市勢」の「勢」の字、これは非常に一般的なんですけど、(発言する者あり)一応書いているんで、答えないとほかの議員から「それは何でやらないのか」ってなるでしょう。ちゃんとそれも言ってあげたらいいですよ。これもどこでも使っていますけど、人口とか産業とかの動静ですよ。それだけのことだと思います。

山田伸幸議員 「市民福祉の増進」というのは、地方自治法の第1条に地方自治体の存立目的として書かれている文章なんです。それを私たちも尊重してここに盛り込んだので、意味が分からないと言われたら、もう1回地方自治法から勉強していただきたいと思います。

宮本政志議員 さっきの市勢の勢ですね。説明する必要がないってことはまずいと思うんで、市政の政、政が市の政治で、制度の制が地方公共団体としての市の制度ですから、この勢いの勢っていうのは正しいとおもいます。このままでいいとおもいます。

長谷川知司委員長 次に⑤に行っていていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）⑤は全体的にもっとシンプルにすべきとおもいます。

高松秀樹委員 非常にシンプルな前文だとおもいます。今さっきから出ているように、これって、要は議会の精神をうたい込んでいる理念条例なわけですよ。この前文によって条文が成り立っていると考えると、これ以上どうしようもないと。シンプルってもっと短くせいって話なんですけど、理念条例でそんなのはあり得ないなっていうのが私の感想です。

長谷川知司委員長 次に行っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）⑥の1に行きます。「透明性のある議会、開かれた議会」とは抽象的なので削除を希望します。これについて。

宮本政志議員 先ほども言いましたけど、削除する必要はないとおもいます。

長谷川知司委員長 ②、「代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下」を「代表者であることを政治倫理の下、自覚し」で良いと思う。崇高という意味に違和感がある。これについて。

水津治議員 このままでいいとおもいます。

長谷川知司委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、意見に対してはそれです。確認しますね。①、②は意見として聞くっていうだけで流します。③については、文言を変える必要はないということ。④についても、前文のままでいいということ。⑤も一緒です。⑥についても

一緒ということです。変えるべきところがあるかどうか、今までの意見をまとめて、もしあれば、次回それを提出しますので、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。第1章総則。自己評価集計表から入りたいと思います。第1章総則、目的。第1条の「この条例は、…」っていうところですが、これについて条例の目的を果たしているか。Aの達成したが2人、Bのある程度達成したが14人、Cのまだ不十分であるが6人、Dの取り組んでいないがゼロ人です。意見等の記述について言いましょう。Bのある程度達成したについては、市の第二次総合計画との整合性はこれでよいか。例えばスマイルシティ。該当条文「市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与する」。ここまですべきでしょうか。

山田伸幸議員 第二次総合計画と言われますけれど、議会の在り方、ここでその目的を言っているのもあって、市長が変わる度に変わるような中身に議会が合わせる必要はないと思います。

高松秀樹委員 この方は、第二次総合計画との整合性はこれでよいかということなんで、山田議員が言われたように、総合計画はいわゆる行政計画ですからリンクする必要がありませんので、これでよいかって言われるとこのままでよいということになると思います。

長谷川知司委員長 この人が言うのは、そういう意味ではないんじゃないかと思うんですね。市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与するっていうことにスマイルシティも該当しているということで、整合性が取れているということをお願いじゃないですかね。結論としては、整合性は取れているということにします。次の②、議会改革度からランクは上位にあるが、必ずしも誇れるものとは思っていない。これについて。

高松秀樹委員 これは改革度のランクと市議会の実情のバランスが取れていないということだと思うんですけど、誇れるとは思っていないとこの方は

思っているから、はい、ということでしょうね。それ以上何も議論するところはないと思います。我々も切磋琢磨しながら、研さんに努めるというために議会基本条例を作ったので、議員の皆さんも議会基本条例をしっかりと読み込んで、この精神の下で議会活動をすれば、おのずと誇れるものになってくると思っています。

長谷川知司委員長 基本的にこれはBということで、ある程度達成したということに肯定的な意味での意見ですから、今高松委員が言ったとおりでいいんじゃないかと思います。Cに行きます。まだ不十分である。「真の地方自治」とは、議員それぞれが個別に考えるものなのか、議員が共通認識を要するものなのか分かりにくいし、抽象的過ぎる。これについて。

高松秀樹委員 真の地方自治をもちろん議員個人がそれぞれ個別に考える必要もあると思います。さらに、議会全体として考えていくものであるというふうに思います。抽象的過ぎると書いていますが、ここの部分は第1章総則目的の部分なので、この目的に沿って以下の条文が作成されておりますので、そこで、ある程度その理念条例と言いながら具体的な条文構築になっていると理解しています。

長谷川知司委員長 今の高松委員の意見でいいと思いますがいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、理解は道半ばである。これについて。

高松秀樹委員 誠に率直な御意見を頂いたと思っております。やっぱり理解が道半ばって、理解を半分しかしてないということなので、個人的に議会基本条例、議会の在り方、議会と行政の関係などをしっかりと学んでいくのか、議会としてその辺の研修や研さんを大幅に積んでいくのかっていうのは、今後議論していけばいいと思います。

山田伸幸議員 この部分はこの条例を否定していると思っております。議員の在り方を問われているわけですから、このままでいいと思います。

長谷川知司委員長 次に行っていていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議員は常にこの目的に立ち返るべきである。これについて。

河野朋子委員 そもそもなんですけど、議会は条例の目的を達しているかっていう質問自体にちょっと違和感を持っていたんですけど、これは条例が主語ですよ。この条例は目的を達しているかっていう聞き方をしないと、議会が主語じゃないですよ。ちょっと今になって申し訳ないんですけど、私もアンケートでは答えたんですけど、よく考えると条例の目的をここに書いているわけですよ。だったら、この条例は目的を達しているかというふうにしないと、議会がその条例の目的を達しているかっていう聞き方がそもそもおかしいので、ここを検証するのは、条例がちゃんと目的を達成するような条例になっているかっていう検証をしないと。それ以降の第2章からは議会が主語なんで、議会はこれこれができるかっていう質問でよかったと思うんですけど、ここについては今頃になって申し訳ないんですけど、考えると何か違和感があったので、戻して議論をしたいです。ここの条例は、目的を達しているかっていうふうにしてみると、この条例自体が、ちゃんと目的を達しているのかっていう判断によれば、あるいはAとかBの評価がもっと増えるかもしれません。その辺、ちょっと再検証が必要かなと思いましたけど、皆さんいかがですか。

岡山明議員 何回か言ったんですけど、逐条解説を読まれた上で、今後進めていかないと。目的の部分の解説がちゃんと書かれているんですよ。全市民の幸せと山陽小野田市の発展に寄与することが目的であることと述べられている。そういう解説があった上で、議員が読まれて回答をするということですが、回答を見ると、趣旨の部分がなかなか理解しがたいようになっていると思っています。次回から逐条解説を付けて、それを読んでいただいて次回に望む必要性を今回見てつくづく思ったんですけど、そういう形で進めていただきたいと思います。



宮本政志議員 提案ですけど、先ほど河野委員がおっしゃったことは、ごもつともだと思うんですよ。これは条例の目的を議会は果たしているかっていうふうにやり替えて、次回って岡山議員は言われましたけども、そんな時間ないんで、各議員にもう1回これでアンケートするってことはできませんか。その前提で話って次回できんですか。そのまま行きますか。

長谷川知司委員長 それは皆さんがやろうと思えばできますが、その必要性を皆さんどうかということ。（発言する者あり）早く気付かないといけなかったですけど、皆さんが河野委員の言われた形で理解して書かれているのかなと思ったんです。

河野朋子委員 ちょっとそうなると、質問によっては少し検証っていうか回答が変わる可能性があると思うんですよ。条例がきちんこの目的を果たしているという評価をするのか、今の議会がこの条例をとってなると、かなり評価が変わるので、ここは皆さんに聞かないにしても、このメンバーだけでもその辺を再検証するとか方法はあるので、それをここでもう1回これでいいのか、私はよくないと思うので皆さんで。質問に対しての皆さんの答え方は多分、今の議会がこの条例の目的を達しているのかという聞き方をされたら、自分たちの議会とか議員を振り返って、多分評価したと思うんですよ。でも、この条例自体がこういったものを明確にして、こうするような条例になっているかっていう評価だったら、もう全然、答え方が変わるので、このデータを使用することはよくないと思います。皆さんにもう1回聞くか。それは別としても。これはデータを使っちゃいけないと思いますという提案ですが、どうですか。

山田伸幸議員 言われることはごもつともなんですけど、改めて聞くよりは、そういう指摘があり、委員会の中で委員と委員外議員で改めて議論しましたっていう報告でよろしいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

長谷川知司委員長 一応ここで10分間休憩します。55分から再開します。

---

午前10時46分 休憩

---

---

午前10時55分 再開

---

長谷川知司委員長 休憩を解きまして再開します。先ほど言われましたように、このアンケート自体の議会はっていうのはおかしいんじゃないかということ、この条例は、目的を達しているか、果たしているかということでもう1回考えるべきでないかという声がありました。これについては議員全員にアンケートをするという声もあります。また、ここにいる9人プラス、議長、副議長の意見も入れて、そこで話せばいいんじゃないかということがありましたので、一応ここにおきましては9名プラス2名で話したいと思いますが、それでいいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この条例の目的は役割を果たしているか。この条例でいいかと、そういう言葉でいいですかね。これについて意見ありますか。

高松秀樹委員 基本的にはいいんですけど、よく文章を見てみると、一行目の最後、「明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し」って「し」が重なっているんですよ。若干違和感があるかな。皆さんなければそれでいいんですけど。この辺のもしかしたら「し」のところの文言の修正が必要かどうかというところを若干議論したほうがいいのか。議論する必要がないっていうんならこのままで。文脈そのものは全然いららう必要はないと思います。

宮本政志議員 変える必要はないと思います。

長谷川知司委員長 ちょっと私が読みます。読んだことが皆さんにスムーズに頭に入ればいいと思いますので、ちょっと読ませていただきます。この条例は、地方分権にふさわしい、山陽小野田市議会を実現することによ

り——間違い、すみません。第1条。この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

山田伸幸議員 語尾の問題になるかと思うんですけど、あまり違和感はなかったです。

長谷川知司委員長 いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)一応、第1条はこのままで、一応の目的を果たしているということによろしいですか。

水津治議員 一行目の「明確にし」を「明確にして」にしてはどうですか。余計おかしいですか。

長谷川知司委員長 一つ意見がありました。「し」と「し」が続くということですので、「明確にして」にしてはということでしたけど、違和感ないという方が多かったので、いいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)では、第2章、議会及び議員の活動原則ということですが、今日は中身が深かったので一応ここまでにして、第2章以降は次回ということによろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)それではここで、本日の議案の付議事項第1の基本条例の検証についてを終わりたいと思います。ここで5分ほど休憩します。

---

午前11時 休憩

---

---

午前11時8分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開します。付議事項2、本会議における質疑についてです。委員外議員として山田議員から出席して意見を述べたいという希望がありますが、それはどうしましょう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）では。

（山田伸幸議員 着席）

長谷川知司委員長 では、山田議員も入られましたので、次に進めたいと思います。これは、先日の本会議において議長がその質問は今回対象となる事例でないということで、議事整理権により質問を止められました。その際の質問をした回数です。会議規則の第55条には、同一議題について3回を超えることができないとなっております。そのカウントに入れるかどうかを皆さんにお諮りしたいと思います。

高松秀樹委員 事務局にお伺いしますが、この手で他市の事例があれば教えてください。

石田議会事務局次長 2市ほど確認しました。宇部市と下関市に確認しますと、そういう事例がないということでした。

高松秀樹委員 今回の事例は、議長が議事整理権に基づいて質疑を止めたということ。これを回数に入れるかどうかということなんですけど、議長が質疑を止めたということ考えれば、それは質疑が成立しなかったと見てもいいんじゃないのかなと思います。ということは、これを回数に入れることなく運ぶべきだと思います。

河野朋子委員 私も同様で、答弁されていませんので、そこで質疑が完結していません。カウントしなくてもいいんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長 私の考えとして一つ意見としてありますのは、カウントされないということであれば、何回もそれについて違う角度で質問する場合がありますよね。その度にまた議長が止める。また同じような違う角度で質問して議長が止めるということが、悪意に考えれば出てくる可

能性もあるやもしれません。それでもいいのかどうかということがあるわけですね。

伊場勇副委員長 そういったことはないと思いますが、もしあった場合は会議規則の第54条第2項に、注意しても従わない場合は発言を禁止することができると思いますし、そこは議長の議事整理権でしっかりさばっていただければいいことだと思います。

長谷川知司委員長 まとめますと、カウントには入れないが、あまり似たような質問であるときは、議長が質問自体を禁止させるというような形で、議長に任すということによろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、こういうことでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、そういうことで。一応、2番を終わります。

高松秀樹委員 そこで問題になるのは、今の山陽小野田市議会の質疑の方式なんですけど、これは、うちは、合併時から一括質問方式を採っていると思っています。ところが、僕も含めて多くの議員が一問一答方式で行っています。それをしっかりコンセンサスを取っておかないと、議長の議事運営に支障を来すと思いますが、その辺をちゃんと再度確認をしておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

長谷川知司委員長 確かに議員においては、一問一答でされる場合もあるし、一括質問される場合もあり、それをどうするかですね。意見があればお聞きしますが、事務局で他市がどうされているか、聞いていませんか。

石田議会事務局次長 確認しておりません。

高松秀樹委員 事務局に確認しますが、本市議会の本会議場での質疑の場合、議案上程時又は委員長報告の後の質疑の場合、一括質問方式と理解しておるんですが、それに間違いはないのでしょうか。

石田議会事務局次長 本市の会議規則上の考え方によると、高松委員が言われた一括質問という考え方が正しいものと思っております。

高松秀樹委員 ということは、ずっと行われておった質疑について、多くの議員の質疑がそれに当てはまってないと感じておりますが、今後は一括質問方式によって、議長が議事整理権においてそこを整理すると考えていくべきだと思いますけど、委員長、どうですか。なかなか皆さんに言わないと分からないと思うんですけど。

長谷川知司委員長 高松委員が言われたのは、一括質問を1回と考えるわけですか。

高松秀樹委員 会議規則にもあるように、3回までうちはできるんです。3回じゃないんですよ。例えば1回でAという質問、Bという質問、Cという質問をしますと。2回目でDという質問はできないんですよ。今、うちの多くは1回目にAという質問をして、2回目にBという質問をして、3回目にCを質問しますよね。そういうやり方じゃなくて、1回目にA、B及びCをして、2回目に疑義が解明できなかった、つまりAの疑義が解明できた場合、BとCをやる。そこでBが解明できたら、3回目にCをやる。そこで解明できなかったら、一応これで3回で終わりというやり方になるはずなんですけど、そこをそういうやり方でするんならしっかりしとったほうがいいと思います。

山田伸幸議員 私はよく質問しておりますが、一番困っているのは、自分では一括質問のつもりでも、議員席からそれは多すぎるんじゃないかというのをよく受けるんですよ。ですから、そういった面でいうと、一括質問をしているということをよく理解されていないような気がします。

河野朋子委員 そういうふうに理解してなかったのも、それは、どこにそのよ

うに書いてあるんですか。一括質問を1回と数えるっていうのは、どうですか。

石田議会事務局次長 この会議規則上の言葉だけから読み取るとは難しいんですが、解説書によると、これは、本市も全国市議会議長会の準則に基づいて作っているわけですが、解釈によると一括質問というやり方を前提としたものなんだというような解釈がなされております。

長谷川知司委員長 今回の事務局の答弁からいうと、私たち議員自身の認識がちょっと違っていたということかもしれませんね。

高松秀樹委員 これは結局、一問一答で3回しかできなかつたら、議員の質疑を抑制することになるんです。3問しかできない。でも、一括質問方式は極端な言い方すると最初に10問できるんですよ。疑義があること全てができるっていうことなので、こっちのほうが、もちろん議員にとってはいいんです。ただ、やっぱり使い方一つによっては本会議の質疑は、議長は効率的に運営したいという思いもありますので、そこは、議員側がしっかり質疑を吟味してやっていくっていう必要があると思います。恐らく、合併時からこの方式だったと思うんですよ。それをその当時の議運でもしっかりやらなかったんですよ。だから、御存じのような、もう今いらっしゃらない議員が、例えば五つ質問する。でも、本会議でやじが飛ぶと。1回で1問じゃないのっていうのがあったんですよ。ここでしっかりそこをやっておいたら、今度の議長の議事運営も見やすくなると思います。我々にとってはそのほうが絶対いいですよ。

長谷川知司委員長 確認のためにも、高松委員が言われましたけど、私たちの質問自体は一括質問なんだと。その一括質問の中でのより深い疑問を迫るために、第2回、第3回があるという理解だということですよ。いいですかね。これは全員協議会で皆さんに確認するということですが、全協で一応報告して確認しないと、事務局いいですかね、これで。

石田議会事務局次長　そういうやり方もよろしいかと思えます。ただ、実際に今まで一問一答で質疑をされてきた議員がいらっしゃるので、それが急にそういうやり方で次回からお願いしますと言われてしまう。その辺りはよく周知する必要があるのかなと思えます。

長谷川知司委員長　一括質問する場合は、議員の事前勉強が相当やっぱり要ると思えますので、それは確認して、きちんとすべきだと思えます。それでは、次の3、議員研修会について。

石田議会事務局次長　議員研修会を毎年しておりますが、今年も議員研修会をされるかどうか、議運で御確認をしていただければと思えます。

長谷川知司委員長　今年度の議員研修についてですが、たしか昨年とはしなかったと思えますね。3月に行いましたか。

石田議会事務局次長　昨年度もしました。一つが病院経営のことについて、1月か2月ぐらいにしました。それで、3月にしようとしたのはコロナの関係で中止したという経緯があります。

長谷川知司委員長　現在まだコロナが続いておりますが、3密を避けて実施するという方法もありますし、こういう状況だから、延期すべきという声もあると思えますので、皆様の意見をお聞きしたいと思えます。

高松秀樹委員　実施する場合は、何をするかっていうのは議運で決めるんやっただですかね。

石田議会事務局次長　議運で決めていただきます。

高松秀樹委員　時期的には今年度中ということなので、3月末までの開催とい



うことになるんでしょうね。でしたら、やる方向で協議したらいいんじゃないのかな。そのときのコロナの状況とかを見ながら最終決断をしたほうがいいんじゃないかなっていう気はします。

山田伸幸議員 基本的には実施に向けての努力は必要だと思うんですけど、現下の情勢はまだまだ油断できませんし、相手方のこともありますので、そこは慎重に検討すべきであって、ただし、相手方の意向がこういう状況下であっても実施すべきというような考え方を持っておられるような講師がおられれば。ただし、こちら側の要求と合わなくちゃいけないので、そこは慎重に検討すべきだと思います。

高松秀樹委員 アドバイザーの先生にいろいろ状況を聞いてみたらいかがですか。案の一つとしてね。江藤先生と中村先生か。中村先生は去年来られましたか。おととしか。

石田議会事務局次長 昨年、おととしぐらいではなかったかなと思います。すみません、ちょっと記憶がはっきりしておりません。

河野朋子委員 コロナの状況が本当に刻々と変わってくると思いますが、一方でやはり研修も3月にできませんでしたので必要だと思いますし、ある程度そういった対策をしながらやっていくという方法もあるとは思いますが。する方向で努力をしていくっていうような、そういう今、方向を示していただきたいし、情報を少し取るというか、その辺も必要なので、やりませんかやりますっていう決定をする必要はないですけど、できればやる方向で、少し考えていったらどうかなとは思いますが。

伊場勇副委員長 私もやるべきだと思います。ウィズコロナからアフターコロナにどう対応していくかって、議員でしっかり学ばなきゃいけないところもありますし、研修が議会としても一致団結するいい機会にもなると思うので、できる限りやる方向で、やり方についてはまたいろいろ考え

ながらになります。またアドバイザーの様子をしっかりと確認しつつ、内容もしっかり精査してやるべきだと思います。

山田伸幸議員　それこそウィズコロナの新しいやり方、Z o o m方式でやるという手もあろうかと思います。先日、私もちょっと一つそれで研修を受けたんですけど、事前に資料もしっかり送っていただいて、それを見ながら先生の講義を受ける。質疑もできますので、そういった方向も新しいやり方として模索すべきではないかなと思います。

長谷川知司委員長　皆様の意見をまとめると、やる方向で検討するということではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、3番についてはそういうことで、コロナによってどうなるか分かりませんが、一応やる方向で検討するということ。4、その他。事務局から何かありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）委員の皆様からその他、ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、これで第43回議会運営委員会を終了します。お疲れ様でした。

---

午前11時 散会

---

令和2年（2020年）10月7日

議会運営委員長　長谷川 知 司